

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

令和8年3月6日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第2500089号  
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(国)第2500006号

## 第1 結論

昭和56年4月から昭和57年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和35年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和56年4月から昭和57年3月まで

昭和56年4月から、A社に常勤職員として勤務していたが、A社は社会保険に加入していなかったため、自分で国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料については、毎月、金融機関で納付した後に、A社から保険料と同額が支給されていた。

しかし、請求期間の国民年金保険料の納付記録がないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、昭和56年4月頃、国民年金の加入手続を行い、毎月、国民年金保険料を納付していたと主張している。

しかしながら、請求者が所持する年金手帳に記載されている国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)は、国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和56年11月9日にB社会保険事務所(当時)からC市に払い出された記号番号の一つであることが確認でき、当該記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得年月日の記録から、請求者の国民年金の加入手続は、同市において、昭和57年5月頃に初めて行われたものと推認でき、請求者の主張する加入手続時期と一致しない。

また、請求者は上記の加入手続の際に、20歳到達日(昭和55年\*月\*日)まで遡って、国民年金の被保険者資格を取得したものと考えられることから、請求者は、上記の推認できる加入手続時期まで国民年金に未加入であり、請求期間当時において、請求期間の国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、請求者の国民年金の加入手続が行われたと推認できる時点では、請求期間の国民年金保険料を遡って過年度納付することは可能であるものの、請求者は請求期間の国民年金保険料を遡って納付したことはない旨主張している。

加えて、請求者の主張のとおり請求期間の国民年金保険料を納付するには、請求者に別の記号番号が払い出されている必要があるが、社会保険オンラインシステム及び年金情報総合管理・照合システムにより氏名検索を行ったものの、請求者に別の記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）はなく、請求期間について、請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第2500088号  
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第2500020号

## 第1 結論

請求期間①から⑫までについて、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和48年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成24年12月  
② 平成25年12月  
③ 平成26年12月  
④ 平成27年8月  
⑤ 平成27年12月  
⑥ 平成28年12月  
⑦ 平成29年8月  
⑧ 平成29年12月  
⑨ 平成30年8月  
⑩ 平成30年12月  
⑪ 令和元年8月  
⑫ 令和元年12月

請求期間①から⑫までについて、A社から賞与の支払を受けていたので、当該期間に係る標準賞与額の記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、A社に勤務し、厚生年金保険に加入していたが、請求期間①から⑫までに係る標準賞与額の記録がないため、記録の訂正を求めている。

しかしながら、請求者からは各請求期間の賞与額及び厚生年金保険料控除額を確認できる賞与支払明細書等の資料の提出はなく、事業主からも各請求期間の賞与額及び厚生年金保険料控除額を確認できる賃金台帳等の資料の提出はないことから、各請求期間の賞与の支払及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、事業主は、各請求期間の厚生年金保険料を賞与から控除したか否かについて不明であ

る旨回答している上、請求期間当時の給与及び賞与の支払方法について、現金手渡しであった旨陳述しており、金融機関への振込記録を確認することができない。

このほか、請求者の各請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①から⑫までに係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。